

一八六〇年代における神機營について

——清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察——

根 無 新太郎

【要約】 一九世紀後半、近衛部隊ともいえる禁旅八旗の中に、北京朝廷は新たに神機營を設立した。その目的は、他の禁旅八旗を再訓練することにあった。そのため、神機營の管理は、朝廷内での権力に直結するものと認識され、西太后は妹婿である醇郡王をその管理に充てる。一方、朝廷の外では、神機營は漢人督撫の率いた勇營と共に、塩匪や捻軍などの反乱を鎮圧した。やがて、勇營による地域の治安破壊に直面した北京朝廷は、神機營にその監視および統制を命じる。ここにおいて、神機營は反乱だけではなく勇營とも相対する役割を課されたのであった。本稿は、これまで看過されがちであった神機營の活動を検討し、清末における北京朝廷（中央）と督撫（地方）の関係について再考を試みたものである。

史林 九八巻四号 二〇一五年七月

はじめに

一八六〇年代、それは太平天国や捻軍などの反乱が鎮圧され、アロー戦争後には西洋列強との協力政策が進められたことで、清朝にとって比較的に安定した時代であった。同治中興と称される時代である。しかし、同治中興以降の清朝は程度の差こそあれ、それ以前とは異なる様相を呈した。その代表的なものが勇營とそれを基盤とした督撫（総督や巡撫）の存在である。

勇營は反乱が鎮圧される過程で生まれた。主な勇營には李鴻章の淮軍、曾国藩の湘軍、左宗棠の楚軍、劉長佑の楚勇な

どがある。勇とは臨時に集められた非正規の戦闘員を指す。この勇を各地で募り、營という単位で表される部隊へと編成したものが勇營である。勇營は団練に範をとって組織された。団練とは郷村を防衛するために組織された「一種の自警団」である。だが、団練は郷土の防衛を行うのみだが、勇營は各地を転戦する。これが両者の大きな違いである。勇營では、指揮官が自らに直属する勇やその維持に必要な諸経費を自己の裁量において集めなければならない。そのため、勇營は私兵集団の様相を呈していく。そして、こうした裁量をめぐり、勇營を束ねた督撫たちが権力を拡大していく。例えば、曾國藩や李鴻章は勇營を束ねていながら各地の総督や巡撫となり、その諸経費として釐金などの徴税権を掌握していった。こうした現象は「督撫重権」とも称される。

この督撫の権力拡大をめぐるのは、割拠や軍閥の先駆けであり、地方主義とみる羅爾綱氏がおり、それを否定する王爾敏氏の見解がある。これまでの「督撫重権」に関する諸論は、この二者の系譜に大別される。特に直隸総督について、王爾敏氏はその職権の拡大を中央（北京朝廷）の意向に沿ったものとして、軍閥や地方主義との見方を否定した。^③最近では、岡本隆司氏が地方主義との見解を否定している。岡本氏は清朝の中国支配が当初より分権的であったことを述べ、「督撫重権」とは内乱を鎮圧するため、中央が地方の実情により通じた督撫の裁量を増したものであったとする。そして、「統治構造」の変化ではなく「比重と役割」を改めたものに過ぎないとしている。^④しかし、これらの諸論は、そのほとんどが督撫の側に立って論じられたものであり、北京朝廷からの視点が欠落している。北京朝廷が督撫をどのように捉えていたかということが十分には述べられていないのである。

さて、清末では、勇營の発展に対して正規軍である八旗と綠營は弱体化し、軍としての比重は次第に勇營へと移っていったとされる。しかし、いかに弱体化したとはいえ、一八六〇年代では八旗はまだ北京における皇帝の權威を支え得るものであり、有名無実とはなっていないかった。^⑤事実、この時期に近衛兵ともいふべき禁旅八旗では部隊が新設された。それが神機營である。神機營は一八六二年に設立され、人員の数は兵部を超えた。義和団事件では八ヶ国連合軍と戦い、やが

て一九〇七年に陸軍部へと吸収される。^⑥

しかし、これまでは「督撫重権」が大きく注目されていたこともあり、清末の軍隊に関しては、勇營、とりわけ湘軍と淮軍に研究が集中してきた。そのため、神機營などの正規軍は十分に顧みられてきたとはいえない。^⑦こうした中で神機營に関する先駆的研究として、日本では佐々木寛氏の研究があり、中国では王景沢氏や張能政氏の諸研究がある。^⑧だが、いずれもその設立の過程や兵制の解明などに重点が置かれたものであり、神機營の具体的な活動や北京朝廷内における位置づけなどは依然として不明である。^⑨

ところで、神機營が設立されて間もなく、捻軍が勇營に追われて直隸省へと侵入する。これに対し北京朝廷は神機營を動員した。ここに北京朝廷直属の武力である神機營と督撫直属の武力である勇營が、直隸省で共闘を行うこととなる。捻軍は太平天国に次ぐ反乱であり、いわば「督撫重権」が形成されていく最後の段階である。その際に神機營は勇營とどのような関係を築いていたのか、そして、それは北京朝廷のいかなる勇營観に基づくものであったのか。これらの問題は神機營や勇營に関する先行研究では全く論じられていない。^⑩しかし、この勇營観を解明することは、先述の「督撫重権」論には欠けていた、北京朝廷の視点を明らかにすることに結びつく。勇營こそが「督撫重権」の基盤であったからである。加えて、地域を直隸省に限定して見ることは、今までは見落とされがちであった、「督撫重権」における地域差の存在を示唆することにもなるだろう。そして、これらの試みは「督撫重権」に対し、より多面的な視点を提供するものと思われる。

① 岡本隆司『李鴻章——東アジアの近代』岩波書店、二〇一二年、一八頁。

② 団練と勇營については王爾敏『清代勇營制度』『清季軍事史論集』広西師範大学出版社、二〇〇八年（初出は『中央研究院近代史研究所

集刊』第四期、一九七三年）や岡本、前掲書、三〇～三一、五四～五八頁などを参照。また、「郷勇」というものがあり、土着の男を意味する。王爾敏氏はこれを団練の構成員と述べているが（王爾敏、前掲書、九～一〇頁）、勇營の同義語として用いられることもあり（目黒

克彦「団練と郷勇との関係について——湘郷団練と湘勇の場合——」『愛知教育大学研究報告（社会科学編）』第三二輯、一九八三年）、今に至るまで明確な区別は定められていない。しかし、いずれにしても団練と勇營の違いが、郷土以外の各地への転戦にあるということとは一致している。

- ③ 羅爾綱「論湘軍」「中国近代兵爲有爲的起源」「羅爾綱文選」廣西師範大学出版社、一九九九年（初出は『晉陽學刊』一九八二年第三期、一九八二年、『中国社会経済史集刊』第五卷第二期、一九三七年）。王爾敏『淮軍志』廣西師範大学出版社、二〇〇八年（初出は中国學術著作奨励委員會、一九六七年）。日本では波多野氏の研究が羅爾綱氏に連なる（波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、一九七三年）。中国における督撫重権の先行研究については、劉偉『晚清督撫政治 中央与地方關係研究』湖北教育出版社、二〇〇三年、三―六頁などを参照。また、最近では王瑞成氏が湘軍などの勇營を体制外の新たな「軍事政治集団」とし、羅爾綱氏などを批判して「権力外移」を提唱して清王朝・太平天国・湘軍の三角關係を指摘する。しかし、王瑞成氏が指摘するように、勇營を完全に体制外のものといえるのかについては検討の余地があると思われる（王瑞成「権力外移・与晚清権力結構的演变（1851-1861）」『近代史研究』二〇一二年第二期、二〇一二年）。
- ④ 岡本隆司「清末の対外体制と対外關係」飯島涉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史Ⅰ 中華世界と近代』東京大学出版会、二〇〇九年、一九―二〇頁。また、岡本、前掲書、一三―一四、六八―七三頁も併せて参照。
- ⑤ 坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会、一九八二年第二刷、二二九頁。
- ⑥ 王景沢「神機營——晚清八旗軍事近代化的嘗試」『求是學刊』一九九〇年第三期、一九九〇年、八八頁。神機營の名称は火器を中心に扱っていた明代の京營の一つである神機營に由来するものと思われるが（久芳崇『東アジアの兵器革命 一六世紀中国に渡った日本の鉄砲』吉川弘文館、二〇一〇年、一六五頁、詳細は不明）。

⑦ 例えば、神機營に関しては、赫治清・王曉衛『中国兵制史』天津出版社、一九九七年や中国軍事史編寫組『中国歴代軍事制度』解放軍出版社、二〇一〇年が言及している。また劉鳳翰『清季自強運動與軍事初期改革（1851-1895）』『清季自強運動研討會論文集 上冊』一九八七年も言及しているが、その理解は依然として禁旅八旗に西洋式訓練を施したものとといった程度である。また、清末史研究で軍事史が未だ十分な研究状況にないことは岡本隆司・吉澤誠一郎編『近代中国研究入門』東京大学出版会、二〇一二年、まえがきv頁にも指摘されている。

- ⑧ 佐々木寛『洋務と練兵』中嶋敏先生古希記念事業会『中嶋敏先生古稀記念論集 上巻』汲古書院、一九八〇年。王景沢「関于清末神機營的幾個問題」『北方論叢』一九九〇年第六期、一九九〇年。同、前掲論文。張能政「清季神機營考述」『史學月刊』一九八八年第五期、一九八八年。なお、王景沢氏の上記二本の論文は、王景沢・李德新・劉荊「褪色的龍旗——晚清八旗探研」吉林文史出版社、二〇〇八年に再録。また、佐々木氏には清末軍事史に関する一連の研究がある。同「綠營軍と勇軍」木村正雄先生退官記念事業会東洋史論集編集委員會編『木村正雄先生退官記念東洋史論集』汲古書院、一九七六年。同「練軍について」岡本敬二先生退官記念論集刊行会編『アジア諸民族における社会と文化——岡本敬二先生退官記念論集』国書刊行会、一九八三年。
- ⑨ 佐々木氏は神機營の設立を、張氏は設立から性質までを論じているが、両者共に「光緒欽定大清會典事例」に依拠しており、それ以上の

一九九五年。

ことを論じてはいない。その点、王景沂氏は設立やその特徴、清末における役割などについて論じているが、やや概括的すぎる。また、神機營に密接に関わった皇族である醇郡王については陳一容氏の論文があり、醇郡王が神機營や八旗の近代化において果たした役割について述べられている。しかし、神機營の北京朝廷での位置づけや督撫との関係については述べられていない（陳一容「奕譞与晚清八旗陸軍近代化嘗試述論」『西南師範大学学报（哲学社会版）』一九九五年第一期、

⑩ 北京朝廷による勇營観について、北京朝廷が勇をあくまでも臨時的名ものと見なし、勇營の領袖もその規模を拡大して朝廷の疑いを生むことを恐れていたと王爾敏氏は述べているが、これだけでは北京朝廷の勇營観を十分に表したことにはならない（王爾敏「清代勇營制度」三八頁）。

第一章 北京朝廷内における神機營

アロー戦争が終結した翌年の一八六一年一月、恭親王を中心とする総理衙門は清朝を取り巻く現状について分析を行い、今後の対策についての一連の上奏を行った。その中に、アロー戦争では僧格林沁や勝保に率いられ、北京近郊で敗退した禁旅八旗の再編に関する上奏がある。特に咸豊一〇年一二月一四日（一八六一年一月二四日）付上奏では、当時の北京朝廷が「心腹の害」としていた捻軍の北上に備えるため、禁旅八旗の再訓練が述べられている。この上奏は北京朝廷による軍事改革の嚆矢としてよく知られたものである。実際に上奏内で述べられた基本方針にはほぼ沿って、神機營が設立されている。この上奏は神機營設立の出発点であると同時に、神機營が北京朝廷内においてどのように位置づけられていたのかを知る手掛かりとなるものである。だが、先行研究ではこの点は全く顧みられていない。そこで、本章ではこの咸豊一〇年一二月一四日付上奏とその後の史料によって、神機營が当時の北京朝廷にあつてどのように認識されていたのかを探ることにしたい。^③

ここで述べられた基本方針とは、禁旅八旗の各營に銃砲の訓練を施すこと、また、銃砲の訓練に特化した營を禁旅内に新設し、それを各營への兵員の補給源とすること、そして、訓練を担当する将官を僧格林沁に推薦させるといったものである。この後、御史曹登庸や醇郡王たちによる八旗の再訓練に関する上奏を経て、一八六一年一二月一日、北京朝廷は

上諭を下して、恭親王と醇郡王に禁旅各營への訓練の監督と、そのための章程（取決め）を定めることを命じた。^④ここで注意したいのは、この二日後に出された、次の上諭である。

御史徐啓文奏するに、請ふらくは大臣を遴派して、京營の兵丁を教練せしめよ等の語あり。京旗各營の兵丁は、前に已に議政王（恭親王）を派して醇郡王等を會同し、章程を妥議し、認真に訓練せしむ。該御史欲するに、外に在りて久經く典兵せる將帥を以て、昇^あふるに京師旗綠各營の提鎮・都統の秩任を以てするは、諸多の窒礙、行ひ難し。該御史の奏する所は、議を庸^{もち}ふる母からしめよ。^⑤

これは、禁旅八旗や北京にある綠營への訓練に対し、戦場にいる経験豊富な將官を登用することを北京朝廷が否定したものである。二日前の上諭では、恭親王や醇郡王と共に禁旅各營の訓練に従事する者として、都統瑞麟、侍郎崇綸、前西安將軍福興、貴州威寧鎮總兵遮克敦布の名前が挙げられている。彼らは皆、太平天国及び捻軍との戦いに参加していた者たちであり、「外に在りて久經く典兵せる將帥」であつたといえる。^⑥特に瑞麟は僧格林沁と共にアロー戦争に参加しており、神機營設立の起点となつた咸豐一〇年二月一四日付上奏の流れに沿つた人事であるといえよう。では、御史徐啓文がこゝとさらに登用を求め、北京朝廷が否定した「外に在りて久經く典兵せる將帥」とは具体的には誰を指したものなのか。それは、当時勇營を率いて太平天国と対峙していた両江總督曾國藩を中心とする漢人官僚であり、更には、その勇營の將官たちであつたと思われる。^⑦

それでは、なぜ北京朝廷は急務の策としていた禁旅八旗の再訓練に、当時軍功の著しかった漢人督撫の関与を否定したのでろうか。その前に、ここで一八六一年二月一日以後の神機營をめぐる北京朝廷内の動きについて確認しておきたい。一二月一日に章程の作成を命じられた恭親王と醇郡王は、一八六二年一月八日に一〇ヶ条からなる練兵章程を上奏した。^⑧ここで再訓練を行う新營の名を神機營としたい旨が述べられている。そして、一八六二年一月一七日、北京朝廷は、先述の恭親王らに文祥を加えた七名に新營の管理を命じ、併せて恭親王を神機營の首班とすることを決定した。ここに神

機營は設立された。神機營の内部の構成について付言すると、王大臣（王公と大臣）が「管理神機營事務大臣」として統括を行うが、その人数には定数がなかった。また、王大臣の下には彼らを補佐するために総理全當事務翼長三名、総理文案処翼長二名が置かれ、以下にはおよそ五〇〇名以上の人員がいた。^⑩兵員については、設立と同時に禁旅各營から抽出されている。しかし、それらの中には訓練を受けた後に原營へと戻る者があり、戦時には禁旅八旗のほかに吉林から派遣された馬隊が訓練を施されている。^⑪このように神機營の兵員が流動的であったためか、一八六四年七月から一八六五年九月までの間に神機營内に威遠隊という固有の部隊が作られる。威遠隊は同じ禁旅八旗であった健銳營や火器營などの一部から構成されたものである。かつて、それらは天津に派遣されてイギリス人から訓練を施されていたが、後に北京に召還され、威遠隊として神機營に組み込まれたのである。後に威遠隊は再び天津に派遣され、イギリス人から騎馬の訓練を施されている。^⑫

ところで、恭親王が神機營の首班とされた背景には、彼が咸豐一〇年一二月一四日付上奏を行い、練兵章程を作成したことがある。しかし、当時の北京朝廷内における恭親王の地位とも無関係ではないと思われる。アロー戦争で英仏連合軍が北京に迫った一八六〇年九月二二日、咸豐帝は恭親王を欽差大臣として英仏との講和交渉を委ね、自身は肅順、怡親王、鄭親王らを伴い、後宮と共に熱河に蒙塵した。^⑬その後、一八六一年八月二二日に咸豐帝が熱河で崩御すると、贊襄政務大臣として後事を託された肅順たちと西太后、そして北京にあった恭親王の間で権力闘争が行われた。当時の朝廷内の派閥について、高中華氏は、肅順を中心とする熱河集團、北京の恭親王を中心に僧格林沁、文祥らを含む京師集團、熱河で肅順と対する西太后を中心とした後宮集團の三つに分類している。この時に恭親王と西太后の間で連絡役を担ったのが、西太后の妹婿である醇郡王であった。^⑭やがて、一月二日、朝廷が北京に帰還するに際して、西太后と恭親王により肅順及び怡親王、鄭親王らは失脚する。いわゆる辛酉政変である。政変後、一二月二日には西太后と東太后による垂簾聽政が行われる。そして、恭親王は議政王の称号を与えられ、併せて首席の軍機大臣となった。^⑮

このように議政王及び軍機大臣となり、更には神機營の首班となった恭親王だが、一八六五年四月二日、「命ずるに恭親王は軍機處に在りて議政を庸ふる母かれ、並びに一切の差使を撤す」との上諭により、議政王の称号及び北京朝廷における全ての職を剝奪された^⑮。この上諭の発端は、日講起居注官編修であった蔡壽祺が、恭親王を「貪墨、驕盈、攬權」であると弾劾した上奏であった^⑯。翁同龢によると、上諭には、更に続けて恭親王罷免後の軍機處、總理衙門などについての指示が出されていたとあるが、神機營については出されていない^⑰。これは、神機營には首班である恭親王以外にも皇族の醇郡王がいたため、恭親王の罷免後は醇郡王の首班昇格が自明であったためであろう。この後、惇親王、醇郡王たちによる弁護を経て、恭親王は總理衙門、軍機處の職務に復帰した。しかし、そこには議政王の称号や神機營の名はない^⑱。以後の神機營は醇郡王が首班となり、恭親王が関与することはなかったものと考えられる。それを裏付けるように、一八六五年一月には神機營官員への人事が醇郡王を通じて行うよう命じられており、一八六五年中には神機營の首班としての醇郡王の地位が確立していたとみられる^⑲。

これまで見てきたように、禁旅八旗への再訓練のために設けられた神機營には漢人督撫の関与が否定された。また、設立につながる上奏を行い、一度はその首班となった恭親王もやがては西太后によって神機營の管理の任を解かれた。そして、その後任となったのが、西太后の閹閥である醇郡王であった。この神機營の管理者をめぐる過程にこそ、当時の北京朝廷において神機營がどのように認識されていたのかが如実に示されている。すなわち、神機營は朝廷内部の権力に直結する武力として認識されていたのである。そのために西太后は漢人督撫や恭親王を関与させることなく、自身の妹婿であった醇郡王を神機營の首班としたものと考えられる^⑳。

また、神機營には他の禁旅八旗を再訓練するという目的があったため、やがて禁旅八旗と同様に北京の治安維持を担っていた巡捕營との間に接点をもつことになる^㉑。一八六五年五月、捻軍により僧格林沁が山東省で戦死したとの報告を受けた北京朝廷は、直隸省への危機感を深め、直隸総督劉長佑や三口通商大臣崇厚、两江総督曾國藩などに出兵を命じ、吉林、

黒龍江の馬隊を直隸省に呼び寄せるなどの慌ただしい対応を行った。^② その中で、北京朝廷は醇郡王に「命ずるに醇郡王は京城防範の事宜を籌辦せよ。旗綠各營は、均しく節制調遣に歸せ」との上諭を下している。この上諭中の「旗」とは禁旅八旗、「綠」は首都にあつた綠營、すなわち巡捕營を指すと思われるが、直隸省への危機をきっかけとして、醇郡王が巡捕營への指揮権を与えられたこととなった。^③

巡捕營への指揮権を付与された醇郡王は、南苑においてその閱兵を行い、不備を指摘した上奏を行った。上奏を受けた北京朝廷は、歩軍統領の存誠らに対して、半年間に渡って巡捕營を整頓、訓練して精銳とするように指示し、その後、再び神機營王大臣たちが巡捕營を「酌量して挑選」するように命じた。こうして醇郡王を介し、神機營が巡捕營の訓練をチエツクする機関となったのである。^④

① 『籌辦夷務始末（咸豐朝）』卷七一、一七〇二六頁、咸豐一〇年一月壬戌条、恭親王、大学士桂良、戸部左侍郎文祥上奏、卷七二、一

一〇一三頁、咸豐一〇年二月癸酉（二四日）条、恭親王等上奏。僧格林沁は内蒙古科爾沁左翼後旗、勝保は滿洲銀白旗に属し、それぞれ『清史列傳』卷四五、四七に伝がある。僧格林沁については、坂野正高『清僧格林沁奏疏畧解』について、故村松祐次教授追悼事業会編『故村松祐次教授追悼論文集 中国の政治と経済』東洋経済新報社、一九七五年。山下裕作『僧格林沁軍の登場——清朝の兵力上の変遷』に關する一考察——『社会文化史学』第三二号、一九九四年。同『忠親王僧格林沁の死』野口鐵郎編『中国史における教と國家——筑波大学創立二十周年記念東洋史論集——』雄山閣出版、一九九四年がある。

② 神機營に關する先行研究は、どれもがみなこの上奏に触れている。しかし、王景沢氏は上奏中に神機營の名称がないことから、神機營との直接の關連を否定している（王「關於清末神機營的幾個問題」）。

③ なお、神機營設立に至るまでの具体的な史実過程については前掲の張能政氏や王景沢氏による先行研究を併せて参照。

④ 『大清穆宗實錄』（以下『穆宗實錄』）卷九、四〇〇四一頁、咸豐一年一月甲午条。

⑤ 前掲書、卷一〇、七〇八頁、咸豐二年一月丙申条。なお、京營という語が指す具体的な内容として、王爾敏氏は禁旅八旗と區別して火器營・健銳營・巡捕營・圓明園旗營を指すとしている（王爾敏「練軍的起源及其意義」、『清季軍事史論集』廣西師範大學出版社、二〇〇八年、七四頁。初出は『大陸雜誌』三四卷六、七期、一九六七年）。しかし、赫治清・王曉衛、前掲書、二九二頁では禁旅八旗を京營八旗としている。また、植田捷雄、魚返善雄、坂野正高、衛藤藩吉、曾村保信、共編『中國外交文書辭典（清末篇）』學術文獻普及會、一九五四年、二八頁では、京營を在京綠營、すなわち巡捕五營（巡捕營）としているが、これは『清國行政法』によったと思われる（臨時台灣旧慣調査會『清國行政法』第四卷、復刻版、汲古書院、一九七二年、二

七〇頁）。本稿では、この徐啓文への上諭中において、京営に対応させて「京旗各營」や「京師旗綠各營」という語が使われていることから、当該時期において、京営は禁旅八旗と巡捕營といった在京諸營を広く指したもので、後には同じ禁旅八旗の一つである神機營も含まれていたのではないかと考えている。

⑥ 瑞麟は滿洲正藍旗、崇綸は漢軍正白旗、福興は滿洲正白旗に属し、伝記はそれぞれ『清史列傳』卷四六、五二及び『清史稿』卷四一七、列伝二〇四にある。なお、福興は後述する都興阿の弟にあたる。遮克敦布について伝未詳だが、『清史稿』卷二一、本紀二一、穆宗本紀に散見する。

⑦ 會國藩と湘軍は一八六一年九月五日には安慶を奪還して、次第に太平天国を圧倒しつつあった。このため、この頃の北京における會國藩の名声は、それ以前とは異なっていたと思われる。以前の會國藩は、声望のある満人政治家を紹介することでしか、北京における発言権を得ることができなかった（MasatakaBanno, *China and the West 1858-1861: THE ORIGINS OF THE TSUNGLI YAMEN*, Cambridge, Mass. 1964 pp. 55-56）。また、一八六〇年の江南大營の陥落を受け、始めて咸豊帝が會國藩を兩江總督に任じたということや、それまでの咸豊帝が會國藩ら漢人に抱いた警戒、咸豊帝死後から同治初年に會國藩たちが北京朝廷に重用されていたことについては、朱東安「太平天国と咸同政局」『近代史研究』一九九九年二期総第一〇〇期、一九九九年。高中華「肅順と咸豊政局」齊魯書社、二〇〇五年、二七二、二七五頁。

⑧ 『穆宗實錄』卷一二、五八、五九頁、咸豐十一年二月壬戌条。一〇ヶ条の章程は、禁旅各營から神機營に集める人員の数や訓練を行う場所の確定などの実務的な内容となっており、全文は光緒順天府志に再録されている（『光緒順天府志』京師志八、兵制、神機營、北京古

籍出版社、一九八七年、二四八、二五〇頁。王景沢「關於清末神機營的幾個問題」三八頁、注三）。

⑨ 『穆宗實錄』卷二三、四七、四八頁、咸豐十一年二月辛未条。後述のように神機營を管理する王大臣には定数が定められていないが、恭親王には首班の象徴である印綬（鍵）が与えられている（『咸豊朝上諭檔』（二七六九）咸豐十一年二月二十八日条。文祥は滿洲正紅旗に属する旗人。伝記は『清史列傳』卷五一を参照。また、王景沢氏はこの上諭中に初めて文祥の名が出ていることから、文祥が神機營設立において主導的役割を担ったとする従来の説を批判している（王「關於清末神機營的幾個問題」）。

⑩ 『光緒欽定大清會典事例』卷一一六、一、二頁。また、王「神機營——晚清八旗軍事近代化的嘗試」八六頁も参照。

⑪ 設立とともに抽出された兵員の内訳は、護軍營から擡槍兵五〇〇名と馬隊兵五〇〇名の合計一〇〇〇名、圓明園護軍營より擡槍兵九〇〇名、健銳營と外火器營から馬隊兵一〇〇〇名、八旗滿蒙驍騎營から擡槍兵二四〇〇名、八旗漢軍槍營から排槍兵八〇〇名、八旗漢軍牌營から藤牌兵四〇〇名、八旗漢軍戰營一二〇〇名、各旗營から雜技兵一四〇〇名、内務府精捷營から刀矛兵二〇〇名、内務府三旗から鳥槍兵七〇〇名、合計で一〇〇〇名となる（『光緒順天府志』二四九頁、『光緒欽定大清會典事例』卷一一六、四頁。また訓練を受けた兵員の原營歸還や吉林馬隊の訓練については『光緒欽定大清會典事例』卷一一六、四頁や『穆宗實錄』卷一五八、一二頁、同治四年一〇月甲寅条を参照）。

⑫ 楊家駱主編『洋務運動文獻彙編』三、四七六頁、總理神機營事務奕譞等摺、同治四年七月二十九日。佐々木寛『洋務と練兵』六一八頁。王、前掲論文、八六頁。張、前掲論文、六一頁。なお、実際に威遠隊がどのような過程を経て作られるに至ったか等については、威遠隊に言及

した史料が極端に少ないために依然として不明である。王景沢氏は威遠隊を神機營の「本体」であったとし、張氏は威遠隊の設立によって神機營が「面貌一新」したとする。また、神機營の兵員に定数がなかったことは、『光緒順天府志』二五一頁を参照。

- ⑬ 坂野、前掲書、二五四頁。以後、咸豐帝崩御後から辛酉政変に至る事実経過については、高、前掲書の五章を特に参照した。

- ⑭ 高、前掲書、二五六頁、二四八―二四九頁。

- ⑮ 高、前掲書、二六七頁。議政王となった恭親王の朝廷内での権力については、宝成閣『奕訢慈禧政争記』吉林文史出版社、一九九〇年、一五〇―一五三頁を参照。また、当時の朝廷は同治帝、恭親王、西太後のいわば帝、相、後の「三角政治格局」であったという（高、前掲書、二七一頁）。坂野氏は當時を恭親王政權とし、召尻氏は當時を西太后、恭親王、地方漢人官僚の三者鼎立と指摘しつつも、恭親王の政治的基盤の脆弱さを指摘する（坂野、前掲書、二七二―二七四頁。召尻政徳『辛酉政変について——恭親王考察の一助として——』『東洋史学論集』三号、二〇〇〇年、四一―四二頁）。

- ⑯ 『穆宗實錄』卷一三三、一三三頁、同治四年三月壬寅条。

- ⑰ 徐徹『慈禧巧機奕訢の議政王職考』〔徐徹晚清史論〕遼沈書社、一九九三年、二六二頁。事件の詳細な経過は徐、前掲書を参照。この弾劾は、西太后と恭親王の権力闘争の一環で、蔡寿祺は西太後の意向を受けていたとされている（賈熟村『慈禧何以要殺勝保？』『江海学刊文史哲版』一九八五年第三期、一九八五年、三八頁。石泉『甲午戦争前後之晚清政局』生活・読書・新知三聯書店、一九九七年、三七頁。加藤徹『西太后 大清帝国最後の光』中央公論新社、二〇〇五年、一三三―一三四頁）。加藤氏はこの後の恭親王の復職について「議政王の肩書きを失った以外は、以前の役職をすべて回復した」としているが（加藤、前掲書、一三四頁）、本稿で見えていくように、神機營に

ついではその限りではないといえる。また、この時期に西太后が敢えて弾劾事件を起こしたのは、太平天国が既に鎮圧されたためであるという（朱、前掲論文、一六頁）。

- ⑱ 『翁同龢日記』陳義傑点校、中華書局、一九八九年、第一冊、同治四年三月初八日条。徐、前掲書、二六五頁。

- ⑲ 『翁同龢日記』第二冊、同治四年三月一日、一五五、一六六日条。『穆宗實錄』卷一三六、一〇頁、同治四年四月戊寅条。徐、前掲書、二六五―二七一頁。

- ⑳ 『穆宗實錄』卷一五五、二三頁、同治四年九月己丑条。以後の神機營に関する論功行賞においても恭親王ではなく醇郡王の名が記されている（前掲書、卷一五六、二五頁、同治四年一〇月丁酉条）。

- ㉑ 西太后と恭親王は共に辛酉政変を起こしたとはいえ、肅順一派を処刑した二日後には、各省や各方面からの軍事報告といった、上諭を必要とする案件は全て、まず両太后に知らせた後に恭親王に報告するように上諭が出された。そして、同じ一〇月中には恭親王を監視するために御史による弾劾が奨励されている（玉、前掲書、一五四―一五八頁）。ここからも政変後早くから西太后が恭親王を警戒していた様子がわかる。また、神機營には醇郡王の引き立てによって榮禄が加わることが、榮禄はおよそ九年間に渡って神機營に在職する。後には榮禄と的人格関係により、朝廷内の北派とよばれる派閥を吸収した「神機營系統」が、西太后を支持する后党の中心勢力となったという（林文仁『派系分合與晚清政治』中国社会科学出版社、二〇〇五年、四二、五三二頁。劉鳳翰『武衛軍』中央研究院近代史研究所、一九七八年、二四―二五頁）。これからも神機營が西太后にとって重要視され、その権力の基盤ともなっていたことがわかるが、本章で見たように、その淵源は成立時よりあったといえる。

- ㉒ 巡捕營は綠營から成っており、歩軍統領の下、北京の外城と城外を

管轄した。巡捕營と歩軍營については、渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』四一巻一号、一九八一年がある。

②③ 『穆宗實錄』卷一三七、三八―三九、四六―四八頁、同治四年四月癸巳条、五四頁、同治四年四月甲午条。

②④ 前掲書、卷一三八、一二頁、同治四年五月乙未条。

②⑤ この後、捻軍への備えに神機營が派遣された時には巡捕營も共に赴いている（前掲書、卷一三九、五八頁、同治四年五月癸丑条では「其神機營派去之即明圍擄槍隊及巡捕營兵共二千名」とある。これは、卷一四〇、二六頁、同治四年五月壬戌条では「神機營所派京兵二千名」とされている。京營とはされていないものの、禁旅八旗や巡捕營などの在京諸營が京兵という名称で一括されている。

第二章 軍規による勇營監視

前章で見たように、神機營は禁旅八旗への再訓練を行うことを主目的として新設された。しかし、塩匪（塩の密売人の武装蜂起）や捻軍の侵入のように直隸省が戦場となると、北京朝廷はこれらの鎮圧のために神機營を派兵した。その際に神機營と共に鎮圧に従事したのが、漢人督撫に率いられた勇營であった。こうして神機營は、直隸省で勇營との間に接点をもつこととなるが、そこではどのような関係が構築されていたのだろうか。

一八六七年七月、直隸省内で塩匪が蜂起したとの報告が直隸総督劉長佑や総理衙門によって行われた。同時期に捻軍が山東省を蹂躪していたこともあり、直隸省を防衛するために北京朝廷は神機營の派兵を決定した。そして八月には、鑲白旗蒙古都統の穆騰阿に率いられた神機營は塩匪を追い、冀州にまで進んでいる。^①

塩匪との戦いには、直隸総督劉長佑も緑營を再編した直隸練軍や麾下の勇營である楚勇を率いて参戦している。そして、史料上からは神機營とこれら楚勇などの間には統属関係は見られない。しかし、やがて両者の関係に変化が現れる。

②⑥ 前掲書、卷一四一、一三―一四頁、同治四年閏五月戊辰条。ここで指摘された巡捕營の不備とは、名簿の記載と実際の兵の名前の不一致、軍需品の不足などである。半年後に、醇郡王は訓練の成果が現れているとして、従来通りに巡捕營を歩軍統領の指揮下に置くようにの上奏を行った。しかし、北京朝廷は、「各旗營統卒無人」を理由にして訓練のチェックとそれの際の弾効については醇郡王が行うように命じている（前掲書、卷一五八、一―三頁、同治四年一〇月壬子条）。ここでは神機營王大臣ではなく醇郡王個人が指名されていることから、以後は神機營が訓練のチェック機関から外れた可能性がある。なお、単に訓練をチェックしただけではなく、実際に巡捕營の兵員が神機營で訓練を受けたことが指摘されている（渡辺、前掲論文、二七頁）。

きつかけは、穆騰阿の下にあった鑲藍旗漢軍副都統の富和が、知州劉景芬からの援軍が無いために敗北をしたと述べたことである。この報告を受けた神機營は事件のあらましを述べ、劉景芬の処罰と軍規の明確化を求める上奏を行った。その結果、北京朝廷は「穆騰阿をして確實に查明して、嚴懲辦せしめよ」との上諭を発した。直隸省の知州であった劉景芬への調査や処罰が、劉長佑やその後任の直隸總督官文ではなく神機營を率いる穆騰阿に命じられたのである。更に軍規の明確化に関して、この上諭では、違反者があれば弾劾して処罰することを穆騰阿に命じている。そして、その対象は「有る所の直隸の帶兵各員及び部する所の各軍」、すなわち直隸省に展開している全ての部隊であるとされた。しかし、全ての部隊としながらも、北京朝廷や神機營が特に念頭に置いていたのは劉長佑の楚勇であったと思われる。それは、総兵陳濟清も富和への援軍を怠っていたことが発覚した際、北京朝廷が穆騰阿と官文に発した、次の上諭から明白である。

並びに申ねて紀律を明らかならしむるに、もし畏葸して前まず、事機に貽誤する者有らば、即ちに嚴懲し、軍法に照らして從嚴に治罪せしめよ。直隸の勇隊、もし更に地方を擾害する者有らば、即ちに嚴懲して正法せしめ、劉長佑部する所の楚勇は、仍ほ嚴しく管束を加へしめよ…④

ここで、北京朝廷は、勇營が何度も軍規に違反した場合には死刑にせよと述べる。そして、特に劉長佑の楚勇が名指しされている。

この一連の劉景芬や陳濟清をめぐる案件において、劉長佑が彼らを率いていた上官であったにも関わらず、北京朝廷は彼にその調査や処罰を指示することはなかった。実際には、現場の神機營官員穆騰阿と朝廷内の神機營による、やり取りを通じて処理が進められたものと思われる。このように北京朝廷は軍規の明確化に依拠して、それを発議した神機營と共に勇營に対する関与を深めていった。そして、その背景にあったのが、先の史料中でも「直隸の勇隊、もし更に地方を擾害する者有らば」と表されているような直隸省の治安維持という観点である。これは、先の案件で劉景芬が「革職留任」と処分を受けた際に、その罪状が「縱勇擾民」（自身の率いる勇を取り締まらず、民に危害を加えた）であったことから明らか

清末直隸省略図



譚其驥主編『中国歴史地図集（清時期）』（中国地図出版社、1996）より作成。

かである。^⑥

こうした軍規による勇營への関与は、以後の捻軍との戦いにおいても続けられた。

一八六八年一月に塩匪が平定され始めると、穆騰阿に率いられた神機營にも北京への帰還命令が下る。^⑦

しかし、同月一七日には捻軍が直隸省廣平府（府治は永年）に侵入するという事態が起こった。^⑧ 捻軍は、盟主であった張洛行が一八六三年に捕われた後、一八六四年に再起して河南省、安徽省、山東省などで活動し、一時は僧格林沁を破る程の勢いを示した。

しかし、一八六六年一〇月、捻軍は山東省で淮軍に敗北し、山東省に残った東捻と陝西省を目標とした西捻とに分裂する。^⑨ その後、東捻は淮軍によって鎮圧され、陝西省に向かった西捻が、欽差大臣として陝西省、甘肅省でムスリムの反乱を鎮圧していた陝甘総督左宗棠に追われ、河南省を経由して直隸省に達したのであった。

この西捻（以下、捻軍）の動きに呼応して、神機營は本来の禁旅八旗としての役割を果たしている。

まず、陵墓守備を名目にして、北京周辺の易州、涿州、雄縣へと派遣されている。^⑩これらには、神機營で訓練を受けていた前鋒營や圓明園馬隊なども威遠隊と共に派遣されているが、原營の名称のままであるのは、前述の塩匪の時における内火器營の場合と同様である。^⑪二月に捻軍が保定府に迫った際には、恭親王と神機營王大臣は「辦理巡防事宜」を命じられ、神機營は北京城の治安維持をも担うことになった。^⑫

一方、捻軍の直隸省への侵入に対し、左宗棠や山東巡撫丁宝楨といった督撫が直隸省へと軍を進め、河南省からは南陽鎮總兵宋慶や前浙江布政使改用總兵張曜が麾下の勇營である毅軍や嵩武軍を率いて来た。^⑬しかし、捻軍には騎馬が多く、機動力に富んでおり、官軍はその後を追いつけるばかりで戦況は一進一退の状況であった。^⑭そこで、北京朝廷は事態を開するため、前線における指揮権を左宗棠に一本化し、もしその命令に服さない者があれば弾劾上奏を行うよう命じた。^⑮この時、山東省には東捻を鎮圧する際に欽差大臣に任命された李鴻章がいたが、北京朝廷は李鴻章とその淮軍にも直隸省への出兵を命じていたため、結果的に、捻軍との戦いでは二人の欽差大臣が並立したことになる。^⑯

だが、依然として捻軍の鎮圧は捗らず、こうした状況を憂慮した前戸部侍郎李鴻藻が上奏を行う。李鴻藻は欽差大臣の並立による弊害を指摘した。^⑰そこでは、左宗棠と李鴻藻の配下の各将官が互いに反目して協力しないことが指摘されている。その打開策として、親王を大將軍に任命し、その補佐役として李鴻章と左宗棠を参贊大臣とすることを、李鴻藻は提案した。^⑱親王の下に、戦場での指揮権を一本化しようというのである。これを受けた北京朝廷はその要請を却下したが、「仍ほ恐らくは各大臣等の意見紛岐し、事權未だ一に歸する能はず、以て呼應の靈^{すゑ}ならざるを致す」として指揮系統の乱れについては認めた。そして、

各路統兵大臣並びに各該督撫等をして均恭親王等の節制に歸せしむ。各該大臣督撫等は賊勢、軍情に於いて俱に當に隨時神機營に具報して覈辦すべし。^⑲

と、各大臣や督撫を恭親王たちの「節制」下に置くことや捻軍の情報、戦況を神機營に報告させることを決定した。しか

し、上諭では、臨機応変に対処するためには、神機營の指示を特に仰ぐ必要がないとも述べるなど、各大臣や督撫の戦場における自由裁量を認めている。これでは、恭親王たちの「節制」下で指揮系統の乱れを解消したことには到底ならない。では、ここでの「節制」とは具体的に何を示したものであったのか。それを知るための手掛かりは、李鴻藻が持っていた問題意識にある。李鴻藻は、

現^{いま}兵勇の到る所の處、肆^{はしま}に搶掠を行ひ、民間の被害甚だ深し。應に請ふべきは該大臣等に嚴に飭し、申^なねて軍律を明らかにして兵勇を約束するを。もし地方を騷擾する者有らば、帶兵の員弁を將つて治むるに軍法を以てせば、稍や閭閻^{ちや}を靖んずべきに庶^ちし。

と、官軍による民間への略奪行為について触れ、軍規による取締まりを求めてその上奏を終えている。これで明らかやうに、李鴻藻が上奏を行った目的は、官軍、すなわち勇營が直隸省の治安を乱すことの防止であった。同様の指摘は御史游百川も行っているが、特に游百川は、淮軍や左宗棠麾下の勇營がかつて山東省や陝西省で行った略奪について述べている。②③。当時の直隸省には、塩匪の頃に比較してより多くの勇營が入っていたため、勇營による治安の破壊への恐れは、一層強く北京朝廷及び神機營に共有されていたと考えられる。だからこそ、北京朝廷から各大臣、督撫への「節制」を命じられた恭親王と神機營は、各督撫への弾劾上奏を行う意思を述べ、続けて「各路の兵勇は均^{みな}應に各おの號衣を穿つべく、任意の装束を准さず、並びに四出して滋擾するを准さず、業に臣等より札もて統兵大臣、督撫をして約束を嚴行せしむ」と述べたのであった。これは、督撫が率いる各部隊に対して制服の着用や騷動の防止を命じたものである。また、神機營は「其の各軍の統帶、帶隊官の職銜名並びに各處防剿の馬歩兵勇の簡明なる數目」を報告することも命じ、各勇營における將官の身分や兵員の数を把握する意向を固めた。④

以上からもわかるように、北京朝廷が命じた「節制」とは直隸省にある各勇營を監視することであった。そして、その監視は、塩匪の頃におけると同様に軍規に依拠したものであったが、より具体的に明確なものとなっている。

では、こうした神機營による監視について、督撫たちはどのような反応を示したのだろうか。それらを直接に示す史料は見当たらないが、例えば李鴻章はこの直後に上奏を行っている。それは、山東省で東捻を平定した時の自身と淮軍の経験をふまえたものであった。李鴻章は、自分は「祇だ選將、練兵を管するのみ」で、前線の各部隊に過度な関与を行わなかった。そのため、「諸將は牽掣する所無く、以て放手に剿辦して倖にも成功を告ぐるを得る」とする。^②この中では神機營の名が挙げられていないが、対応する上諭では、「神機營の指示を聴候して多く牽掣を致すを庸ふる母かれ」とされている。^③恐らく、神機營が李鴻章に対して細々とした指示を行ったのではないか。そのため、李鴻章は、現在の神機營と自身の関係を以前の自身と淮軍になぞらえて、批判的な上奏を行ったものとみられる。

① 『劉武愼公遺書』卷一三「剿捕梟匪片」同治六年六月一日、卷一

四「鹽匪被剿南竄出省督軍疏」同治六年七月一日。『穆宗實錄』卷二〇六、一一二頁、同治六年六月己亥条、卷二〇七、二四頁、同治六年七月辛酉条、卷二〇八、一三頁、同治六年七月丙子条。塩匪との戦いでは、神機營内で訓練を受けていた内火器營がその名称を変える。ことなく、穆騰阿の下にあったことが確認できる（前掲書、卷二一四、三九頁、同治六年十月己酉条）。穆騰阿は前章で挙げた一〇ヶ条の章程で特に指名されて神機營に入った者である。彼は後の同治七年一月にあっても神機營にいる（『光緒順天府志』二四九頁、『穆宗實錄』卷二二二、二五頁、同治七年正月乙丑条）。

② 前掲書、卷二一五、二二頁、同治六年一月乙卯条。なお、この直前に、劉長佑は戦果の芳しくないことを理由に革職された。しかし、引き続き楚勇を率いて鎮圧に従事するよう命じられ、後任の直隸總督には官文が任命された（前掲書、卷二一五、一三―一四頁、同治六年一月癸丑条）。富和は捻軍との戦いに備えて盛京から派遣されてきた者である（前掲書、卷二一〇、一四―一五頁、同治六年八月己亥条）。

卷二一四、三七頁、同治六年一〇月丁未条。また、劉景芬やその父劉坤儀、そして兄の総兵劉景芳が率いていた部隊は、実際には塩匪を多数含んだものであり、塩匪との内通疑惑さえあった（前掲書、卷二一六、一九頁、同治六年一月甲子条）。

③ 前掲書、卷二一五、二三頁、同治六年一月丙辰条。陳濟清は楚勇の中の雲字營という部隊を率いており、これは楚勇裁撤の折、劉長佑によって特に直隸省に残された部隊である（『劉武愼公遺書』卷七「楚勇撤回湖廣片」同治三年七月初八日）。

④ 『穆宗實錄』卷二一六、一〇頁、同治六年一月壬戌条。また、前注③では、劉長佑は革職後であるにも関わらず、陳濟清の調査と弾劾は劉長佑と穆騰阿が行うよう命じられている。しかし、すぐ後のこの史料では劉長佑ではなく、穆騰阿と官文が指名されていることから、実際の調査と弾劾は穆騰阿が中心となつて行われ、それが北京朝廷の意向でもあったと思われる。

⑤ 前掲書、卷二一七、一六頁、同治六年一月乙亥条。前掲書、卷二一六、二七頁、同治六年一月丙寅条では、穆騰阿が劉景芬の調査を

神機營に一任しようとしている。これからも、この案件の処理が、戦地の穆騰阿と朝廷内の神機營とのやり取りによって進められていたことがわかる。

- ⑥ 前掲書、卷二一七、三〇頁、同治六年一月己卯条。陳濟清への処分は具体的には示されていないものの、塩匪が鎮圧された時に、その功績によって「復已革總兵官陳濟清職、賞還花翎……」とされていることから、同じく革職留任であったと推察される（前掲書、卷二一九、七頁、同治六年二月壬辰条）。

- ⑦ 前掲書、卷二一九、四頁、一二頁、同治六年二月壬辰条、甲午条。
 ⑧ 柯上達『捻亂及清代之治捻』文史哲出版社、一九八八年、二〇一頁。白井健子「捻軍期に於ける郷勇——捻軍の反乱と漢人官僚——」『史苑』第四一卷第二号、一九八二年、一九頁。Kwang, Ching Liu, "The Ching Restoration" John K. Fairbank, ed. *The Cambridge History of China*, vol. 10. Cambridge University Press, 1978, p. 476. 以後の捻軍の動向については、これら諸氏の研究による。

- ⑨ 僧格林沁戦死によって巡捕營が神機營で訓練を施されるようになったことは前章で述べたが、この時、山東省からの捻軍の直隸省侵入に備えて、神機營は河間一带に派遣されている。しかし、捻軍が分裂して直隸省が小康状態となると、塩匪の蜂起まで『實錄』等の史料上からは神機營の名は見られなくなる（『穆宗實錄』卷一三九、三六頁、同治四年五月辛亥条）。

- ⑩ 前掲書、卷二二三、一六〇—一七頁、同治七年正月甲子条、卷二二四、四頁、同治七年二月己卯条。陵墓守備については、醇郡王が自ら赴きたいとの上奏を行っているが裁可されなかった。しかし、ここからは醇郡王が北京で神機營を統括していた様子がわかる（前掲書、卷二二一、一三—一四頁、同治七年正月癸亥条）。

- ⑪ 『欽定剿平捻匪方略』（以下『方略』）卷二九六、三—四頁、二六—

二八頁、同治七年正月二三日壬戌条、十五日甲子条など。

- ⑫ 『穆宗實錄』卷二二三、二二頁、同治七年正月甲子条。『方略』卷二九六、二八頁、同治七年正月一日甲子条。また、『穆宗實錄』卷二二三、二五頁、同治七年正月乙丑条。『方略』卷二九七、六—七頁、同治七年正月一六日乙丑条も参照。渡辺、前掲論文、二七頁。

- ⑬ 『中国近代史資料叢刊 捻軍二』所収『豫軍紀略』（以下、『豫軍紀略（捻軍二）』）四四四頁。宋慶については『清史稿』卷四六一、列伝二四八、張曜については前掲書、卷四五四、列伝二四一を参照。毅軍と嵩武軍は、河南巡撫李鶴年の下でその規模を整理拡充している（『豫軍紀略（捻軍二）』四二八—四二九、四三九頁）。なお、毅軍と嵩武軍はその出身である河南省の名をとって豫軍とも総称されている。豫軍については白井、前掲論文、二五—二八頁を参照。

- ⑭ 直隸省に侵入した捻軍は、易州、固安まで北上して丁宝楨と交戦し、南下して定州を経由し河間へと向かった（一連の捻軍の動きに関しては、柯、前掲書、二〇二頁と四一—四二頁の地図を参照）。このような状況に対して、北京朝廷は各督撫に督促や叱責を行っている（『穆宗實錄』卷二二三、三—四頁、一一頁、同治七年正月辛酉条、壬戌条など）。

- ⑮ 前掲書、卷二二三、一六〇—一七頁、一九頁、同治七年正月乙亥条。

- ⑯ 山東省の李鴻章やその下にあった淮軍、特に劉銘伝への出兵命令は、『穆宗實錄』卷二二三、一一頁、同治七年正月壬戌条のほか、前掲書、卷二二一、二—三頁、一七頁、二〇頁、二四—二五頁、同治七年正月庚戌条、丙辰条、丁巳条、己未条など。

- ⑰ 以下、李鴻藻による上奏は全て『方略』卷三〇〇、二九—三一頁、同治七年二月初五日癸未条。

- ⑱ 左宗棠と李鴻章のこの時期の確執を物語るものとして、劉體智『清代史料筆記叢刊 異辭錄』「李鴻章左宗棠各不相下」中華書局、一九

八八年、五七頁がある。また、親王を大將軍に任命することについて、李鴻藻はかつての太平天国による北伐を先例としている。太平天国による北伐の時には、北京朝廷は惠親王を奉命大將軍に、僧格林沁を参贊大臣に任命した。当時の上諭については、中国社会科学学院近代史研究所近代史資料編輯室編『太平軍北伐資料選編』齊魯書社、一九八四年、五三一頁を参照。また、奉命大將軍に関する記述では、李楊華『紙上談（捻軍一）』三七三―三七四頁がある。ここからは、奉命大將軍の地位が「最尊」とされながらも、多分に形式上の存在に過ぎなかったことがわかる。惠親王が奉命大將軍に任命された当時の北京および北伐の様子については、菊池秀明「太平天国の北伐中期における諸問題——山西から天津郊外まで」『國際基督教大學學報、3A』アジア文化研究』三三卷、二〇〇七年、二〇六―二〇九頁を参照。尚、康

第三章 期限設定と都興阿派遣

ここで再び捻軍の動きを確認しておきたい。一八六八年三月、直隸省に侵入した捻軍は、丁宝楨や李鴻章の派遣した淮軍に追われて河南省へと移動した。これを受けて、神機營は北京周辺に展開していた部隊の撤収を上奏する。^①

しかし、捻軍は山東省を経由して再び直隸省に入り、更に北上する動きを見せた。そこで、神機營は捻軍の北上を許し、たとして各督撫への処罰を求めた。また、神機營は禁旅八旗を用いた防衛策を上奏し、北京朝廷はこれを裁可した。^②

この防衛策は当時神機營を率いていた恩承の報告に基づいたものであった。^③ここでは主に、易州を守備していた神機營威遠精字、銳字の両部隊の定興、任邱への移動と、恩承みずから健銳營と驍騎營を率いて任邱、河間一帯へ赴くことが述べられている。当時、捻軍は南皮へと北上を開始していたため、恩承の派遣はそれに備えたものであったと思われる。しかし、淮軍などの勇営とは異なり、これらの部隊はいずれも最前線に配置されていない。これは禁旅八旗の温存と考えら

熙朝や雍正朝、乾隆朝などの従来の軍事行動における大將軍の任命例については簡単ながらも、胡思敬『近代史料筆記叢刊 國聞備考』中華書局、二〇〇七年、二六―二七頁に列挙されている（宝、前掲書、三五頁）。

①9 『方略』卷三〇〇、三三頁、同治七年二月初五日癸未条。

②0 前掲書、卷三〇二、二〇頁、同治七年二月一四日壬辰条。

②1 前掲書、卷三〇一、四頁、同治七年二月初七日乙酉条。

②2 前掲書、卷三〇三、三頁、同治七年二月一七日乙未条。この上奏は『淮軍平捻記（捻軍二）』一九五―一九六頁に同様と思われるものが収録されているが、それによると山東省德州から直隸省天津、河間一帯へ速やかに赴くようにとの上諭に対してのものである。

②3 前掲書、卷三〇三、九頁、同治七年二月一七日乙未条。

れる。また、威遠隊が向かう定興や任邱は、より北に位置しており特に北京とも近い。ここから神機營自身、ひいては北京朝廷が戦力として神機營をどのように位置づけていたかがわかる。つまり、捻軍の鎮圧に従事している全部隊の中で、神機營こそが北京防衛の要と認識されていたのである。もちろん、この全部隊には他の禁旅各營も含まれる。こうした認識を示すものとして、長圍の策をめぐる醇郡王の動向が挙げられよう。長圍の策とは李鴻章によつて実行された、運河を利用して捻軍を追い詰める作戦だが、これに醇郡王が異を唱えた。その理由について、李鴻章は「醇邸の疏もて長圍の議を闢けるは、神機營の遠く運西を防ぐを肯じざるが爲にして發するに似たり」と分析している。^④醇郡王や北京朝廷は神機營を遠方に派遣することに難色を示したのであった。

神機營が危惧したように、南皮を目指した捻軍は天津へと北上した。しかし、そこで淮軍と戦つて敗退した。これは神機營が防衛策を上奏する前日の出来事であり、その後、捻軍は山東省に向かった。^⑤また、この頃に前線諸部隊への指揮権が李鴻章に統一されている。^⑥

捻軍が山東省に追いつめられたことを好機ととらえた恭親王と神機營は、李鴻章に対して鎮圧の期限を設定するように上奏した。^⑦その期限は一ヶ月であり、もし未達成となった場合には厳しく罰するように述べている。期限が設定された主な理由としては、捻軍が北上して再び直隸省に入る恐れがあったことが挙げられる。しかし、更に重要な理由は、勇が軍規を守らずに各地で治安を乱し、住民と衝突をする事態にまで発展していたことであつた。上奏でも述べられているように、こうした事態は別な騒乱を引き起こしかねない。そういった騒乱が北京周辺にまで波及することを、恭親王や神機營は最も警戒していた。ここで注目したいのは、依然として勇による治安の悪化が懸念されていることである。先に述べたように、勇營による治安の破壊を防ぐことは、北京朝廷や神機營にとつて反乱を鎮圧することと同等の課題であつた。その手段として弾劾上奏や軍規が用いられてきた。だが、『實錄』や『方略』を見る限りでは、弾劾上奏は行われた形跡がなく、軍規についても、どこまでその明確化が徹底されたのかはわからない。例えば、捻軍を鎮圧した直後ではあるが、

左宗棠とその配下の郭運昌たちが捻軍の残党を追っている様子について、李鴻章は「郭運昌の馬勇は到る處にて騷擾し、東北一帯に驚疑を致さば是れ賊なり。神機營は屢ば撤防を檄するも、亦た之が顧みず」と、彼らが神機營からの撤退命令を無視していること、その有様がもはや賊と何ら変わらないことを指摘している。^⑨こうした点や先に挙げた李鴻章による批判などから、神機營による指示や監視の実効性については疑問が残る。おそらく、勇營側が服すことはなかったのではないか。そのため、ここで神機營が強いて鎮庄の期限を設定したことは、これまでの監視という姿勢から一歩を進めたことになる。^⑩

北京朝廷と神機營が鎮庄の期限を設定したことに對し、前線で長圍の策を進めていた李鴻章は「醇邸は忽かに長圍を以て然らずと爲す、而して又限りを一月に定めて賊を滅ぼせとせば、知らずや何に従りてか滅起せんを」と批判している。^⑪李鴻章は、神機營が發議した期限の設定を醇郡王の意向によるものとする。神機營の遠方への派遣に醇郡王が反對していたことや、それが神機營による防衛策に反映されていたことを加味すると、当時、神機營の首班であった醇郡王が、營内の意思決定において主導的な役割を担っていたことが垣間見える。^⑫

これまでの李鴻章の批判からもわかるように、神機營と前線にある督撫の間には作戦の不一致があった。また、指揮系統の変更による李鴻章と左宗棠の軋轢もあり、一ヶ月という鎮庄の期限は守られなかった。そのような中で捻軍は直隸省へと再度の侵入を試みる。^⑬

そこで神機營による勇營への関与は新たな段階に至った。神機營は次のように言う。

査するに現在の剿匪の情形は、必ず統兵大員の馬歩勁旅を督率して親ら前敵に赴き緊蹙して追剿するを須ちて、方めて迅速に事を蔵すべし。都興阿は久しく行間を慙て、素より軍略に嫻たり、且つ能く勞苦に耐ゆ…惟だ刻下の軍情は、必ず該將軍の詳らかに酌覈を加へて審慎に辦理するを須ちて、方めて計の萬全に出づるべし。擬して請ふらくは該將軍に飭下し先行して天津に馳せ赴き、賊勢、軍情を察度せしめ、其の應に進剿の如何及び隊伍を抽調するの一切の機

宜は、統^すべて都興阿より酌^{さく}覈して迅速に奏明せしむるべし。^⑮

ここで神機營は前線の指揮権を改めて大官に統一すること、その大官には盛京將軍であつた都興阿が適任であることを述べる。併せて、春壽などの率いる馬隊以外に宋慶や張曜、陳国瑞といった部隊を都興阿の直屬とすることも述べられている。これを受けた上諭は「都興阿をして管理神機營事務とせしめ、授けて欽差大臣と爲す」とし、都興阿に直屬する部隊についても神機營の上奏通りとすることを決定した。^⑯ 先述の通り、張曜や宋慶は毅軍などの勇營を率いており、春壽は神機營で訓練を受けていた吉林や黒龍江の馬隊を率いていた。^⑰ そして、この四部隊は、李鴻章が捻軍を鎮圧する中心人物となつて以後はその指揮下にあつた。

また、都興阿を欽差大臣に任命した先の上諭は、期限を守ることのなかつた李鴻章らへの処罰についても言及している。その内容は「降三級留任」というものであつた。しかし、この処罰は決して重いものではない。革職留任と同様に、いわば執行猶予のある現状維持ともいふべきものである。

さて、従来は都興阿の派遣は北京朝廷の動搖を示すものとして批判的に見られてきた。それは当時にあつても同様であつた。例えば、曾國藩や李鴻章は「一國三公」として欽差大臣の乱立、指揮系統の混乱であると指摘している。左宗棠も督撫、大官の多さを批判して自身の動きが束縛されていることを述べている。^⑱ しかし、以上はあくまでも漢人督撫による一方的な見方に過ぎず、これにとらわれては北京朝廷と神機營の意図を見誤ることになる。

では、北京朝廷と神機營の意図とは何であつたのだろうか。まず、欽差大臣に都興阿が任命されたことは乱立を意味しない。清史稿の都興阿の伝では、これを「名を列ねるに鴻章、宗棠の上に在り」とする。都興阿は同じ欽差大臣であつても、実際は李鴻章や左宗棠よりも上位に位置づけられていたのである。その根拠となつたのが「管理神機營事務」の兼務であつた。そして、この兼務にこそ北京朝廷と神機營の意図がある。文祥によると、当時の戦況について「恐らくは督撫大臣各おの相下らず、請ふらくは神機營を派して諸軍を節制せしめ、以て事權を一にすべし」と述べた者がいたという。^⑲

これは、戦場に赴き督撫を指揮することを神機營に求めたものであった。神機營が都興阿を派遣したのは、こうした要請を受けてのことと思われる。都興阿は、いわば戦場での最高指揮官として派遣されたのである。そのため、都興阿が指揮するのは四部隊だけではなかった。実際には李鴻章などの漢人督撫も対象とされていたのである。ここに、都興阿が「管理神機營事務」として、李鴻章や左宗棠などの督撫を指揮する構図ができあがった。これは都興阿を通じて、神機營が漢人督撫とその下にある勇營を指揮下に置いたことを意味する。これまで神機營は軍規の明確化や弾効などの間接的な手段で勇營を監視していた。しかし、ここに至って神機營は直接に勇營を指揮する意向を固め、北京朝廷もそれを認めたのである。

だが、戦場では神機營が意図した通りには進まなかった。都興阿の出馬を受けた前線の様子について、曾國藩は「都公は事に臨みて惧るるも、當に大いに異同有るに至らざるべし、惟だ撥する所の陳、宋の諸軍は、未だ必ずしも果たして其の控馭に服して其の死力を得ず」と述べている。北京朝廷や神機營の迷惑通りに、四部隊は都興阿に服従していないとの観測である。また、李鴻章は前線の督撫たちはみな慣れ親しんでいると述べた上で「都直夫（都興阿）果し意見無くば、極めて願ふらくは與に周旋を爲すを」と、都興阿とほかの督撫たちとの仲介を申し出た。これは、都興阿と各督撫の間で意思の疎通ができていなかったということである。以上からも明らかなように、都興阿は漢人督撫や勇營を十分に指揮することができなかった。李鴻章や左宗棠が神機營を批判し、その命に服していなかったことはこれまでも述べた。このような督撫の姿勢に鑑みれば、たとえ「管理神機營事務」という身分であったとしても、都興阿が督撫を指揮することは困難であつたに違いない。

都興阿が困難な状況にあつたことは彼の上奏にも表れている。都興阿は李鴻章からの報告に基づき、四部隊を李鴻章の指揮下に置くことを上奏した。^②これに対して北京朝廷は「…何ぞ張曜等の四軍を以て、仍ほ李鴻章の調遣に歸するを請ふや。此跡は推諉に涉りて、大いに朝廷の委任の意に非ず」と都興阿を叱責している。^③しかし、依然として李鴻章が四部隊

の進退などについて上奏を行っている。²³ここから北京朝廷や神機營の思惑が戦場の現実とは乖離していたことがわかる。それでも北京朝廷は捻軍の追撃を都興阿に、防衛を李鴻章にそれぞれ命じている。²⁴これは捻軍との決着を都興阿に行わせようとしたものだろう。しかし、その前に捻軍指導者の張総禹は行方不明となり、捻軍との戦いはここに終わった。

① 『方略』巻三〇五、二〇一―二二頁、同治七年三月二日辛酉条。易州に駐屯していた内火器營馬隊などの撤収が計画されているが、ここでも原營の名が用いられている。また、この間の淮軍を中心とした部隊による捻軍追撃については『淮軍平捻記（捻軍一）』一九四―一九八頁を参照。

② 『方略』巻三〇六、三五頁、同治七年三月三〇日戊寅条。この結果、李鴻章と左宗棠、李鶴年、丁宝楨たちを叱責する上諭が出されている（前掲書、巻三〇六、三七―三八頁、同治七年三月三〇日戊寅条）。また、官文、崇厚を河間に派遣することや李鴻章、左宗棠への督促についても上奏している（前掲書、巻三〇七、五―六頁、同治七年四月初三日辛巳条）。神機營による防衛策とその裁可については、前掲書、巻三〇八、一―三、六頁、同治七年四月初六日甲申条。

③ 恩承は満洲正白旗人、僧格林沁が戦死した際にはその棺を北京に護送し、その後、一時は翼長として神機營を率いて奉天の馬賊鎮圧に従事したこともある。伝記は『清史列傳』巻五七を参照。また、捻軍の第一次直隸省侵入時には、醇郡王の指名を受け、神機營を率いて雄縣に赴いた（『穆宗實錄』巻三二、一六頁、同治七年正月癸亥条）。後述の捻軍の第二次直隸省侵入に際しては、神機營を率いて李鴻章や左宗棠と共に捻軍鎮圧に従事している。

④ 『李文忠公全集』朋僚函稿、巻八、二三頁「復丁稚璜中丞」同治七年閏四月初二日。後に「醇邸初不以長園爲然、恐京營遠出、遂無敢請調京兵者」とも言われており（前掲書、巻八、二八頁「復英西林中丞」同治七年閏四月初九日）、ここでも神機營を指すものとして京營や京兵の名称が使われている。

⑤ 『淮軍平捻記（捻軍一）』二〇五―二〇六頁。

⑥ 『穆宗實錄』巻二二八、三三頁、同治七年四月戊子条。また、この上諭では左宗棠が直隸省と山西省の境界、李鴻章が直隸省と山東省の境界をそれぞれ担当するように部署が定められている。しかし捻軍は主に李鴻章の担当する方面にいたということを考えると、捻軍との戦いにおける実質的な中心は、左宗棠から李鴻章に移って行ったものと思われる。

⑦ 『方略』巻三〇九、二四―二五頁、同治七年四月一七日乙未条。

⑧ 『穆宗實錄』巻三二九、一八頁、同治七年四月乙未条。例えば潘鼎臣などの淮軍將官たちの遅延に対しては、李鴻章に調査や弾劾が一任されている（『穆宗實錄』巻二二八、二〇頁、同治七年四月甲申条）。

⑨ 『李文忠公全集』朋僚函稿、巻八、四八頁「復曾相」同治七年七月一日。

⑩ 李鴻章や左宗棠に対しても、これまでその進軍を督促してはいたものの、期限を設定するといった形での関与は行っていない（『方略』巻三〇八、八頁、同治七年四月初七日乙酉条）。

⑪ 『李文忠公全集』朋僚函稿、巻八、二〇頁「復張振軒廉訪」同治七年四月二十四日。

⑫ 醇郡王が捻軍を包囲する長園の策よりも期限設定による速やかな鎮

庄を優先したことは、『穆宗實錄』卷二九、二三頁、同治七年四月丁酉条にも見える。

- ⑬ この李鴻章と左宗棠の軋轢に対して、北京朝廷は折に触れて左宗棠への配慮や両者の間に優劣のないことを述べ、両者の融和を図っている（『穆宗實錄』卷二三〇、一四頁、同治七年四月癸卯条、乙巳条）。また、捻軍との戦いに従事している各省からの部隊が、互いに独立性が強く足並みが揃わなかったことは白井、前掲論文、二七頁においても指摘されている。

- ⑭ 期限を設定したにも関わらず督撫より何ら報告がないことを挙げ、恭親王と神機營は催促を求める上奏を行った（『方略』卷三一、二六頁、同治七年閏四月初一〇日丁巳条。この時、東光に迫った捻軍は淮軍により山東省に追われた（『淮軍平捻記（捻軍一）』二〇七～二〇八頁）。

- ⑮ 『方略』卷三二、二〇～二二頁、閏四月一六日癸亥条。都興阿は滿洲正白旗に属しており、伝記については『清史稿』卷四一七、列伝二〇四がある。または朱孔彰『中興將帥別伝』岳麓書社、二〇〇八年、卷一六下、一八〇～一八二頁を参照。先に恭親王と神機營によって期限が設定された同日に盛京將軍都興阿の来京が命じられている。都興阿の来京に関しては、誰が発案者なのかは明記されていない。しかし、前後の状況から考えると、期限内に捻軍を鎮圧できなかった場合に備えて恭親王と神機營が呼び寄せたものと思われる（『穆宗實錄』卷二九、一六頁、同治七年四月乙未条）。

- ⑯ 『方略』卷三三、二三～二四頁、同治七年閏四月二四日辛未条。『穆宗實錄』卷三三、二五～二六頁、同治七年閏四月辛未条。

- ⑰ 『穆宗實錄』卷三二、一六～一七頁、同治七年正月丙辰条。陳国

瑞は勇營を率いていたとはいえ、その勇營は神機營勇銳隊の名を与えられていた。陳国瑞は恭親王や醇郡王との個人的関係が強く、逆に李鴻章や劉銘伝、左宗棠、曾國藩といった督撫及びその配下とは乱闘などの確執を抱えていた。このように際立った性質を持つ陳国瑞を、敢えて神機營が取り立てたことについて、筆者はこれも神機營による勇營対策の一環だったのではないかと考えている。陳国瑞については、賈熟村「太平天国時期的無賴——陳国瑞」『安徽史学』一九九二年第四期、一九九二年を参照。

- ⑱ 『曾國藩全集』書信九、岳麓書社、一九九四年、六六一頁「復朱蘭」同治七年五月一日、六六二頁「復李瀚章」同治七年六月初九日。李鴻章は都興阿を「不合時宜之人」であるとも批判している（『李文忠公全集』朋僚函稿、卷八、四〇頁「復曾相」同治七年五月初四日）。『左文襄公全集』書牘、卷一〇、一五頁「答楊石泉」。また、王爾敏氏もこの流れに沿って北京朝廷の動搖と捉えている（王爾敏『淮軍志』三三〇頁）。

- ⑲ 『文忠公事略』卷三、年譜下、五九～六〇頁。

- ⑳ 『曾國藩全集』書信九、六六三〇頁「復李鴻章」同治七年六月初七日。『李文忠公全集』朋僚函稿、卷八、四一頁「復鮑華潭侍郎」同治七年五月初四日。

- ㉑ 『方略』卷三四、一六頁、同治七年五月一日丁亥条。

- ㉒ 『穆宗實錄』卷三三、二二頁、同治七年五月丁亥条。

- ㉓ 『方略』卷三五、二五頁、同治七年六月三日己未条、卷三六、一頁、八～九頁、同治七年六月一八日甲子条、六月二〇日丙寅条など。

- ㉔ 前掲書、卷三六、一三頁、同治七年六月二〇日丙寅条。

おわりに

当初、神機營は禁旅八旗への再訓練を目的として設立された。しかし、訓練が終了した後には、兵員はしばしば原營に帰還していた。神機營は非常に流動的な組織であったといえる。^①そして、北京朝廷内において神機營は権力に直結する武力として認識されていた。そこで西太后は神機營の首班として自身の閹閹である醇郡王を任命する。また、漢人督撫による神機營への関与は許されなかった。^②

北京朝廷の外では、神機營は勇營との共闘を通じてその監視という役割を担っていく。それは軍規による弾劾や期限の設定といった間接的なものであったが、やがて都興阿による直接的な指揮へと変わっていく。このように勇營への関与が強化されていった背景には、地域の治安維持という目的があった。しかし、その地域とは直隸省に限定されたものだった。直隸省には首都の北京があり、「根本重地」として北京朝廷が最も重視していたからである。後年のムスリムの反乱に対し、神機營は遠く離れた陝西省に派兵されて、左宗棠などの勇營と共闘を行っている。しかし、ここで北京朝廷と神機營が勇營に関与した形跡は見られない。また、北京朝廷は「原、此項の官兵を以て、勢ひ久しく邊外に戍し難し」として神機營を早く北京に帰還させようとしている。^③これらは、北京朝廷が直隸省とその治安維持を特に重視していたことを示している。

そもそも勇營とは塩匪や捻軍などの「反体制的な武装中間団体」と根を同じくする集団であった。^④そういった性質の勇營が一つの地域に多く集まった場合、そこで多くの略奪や騷擾が行われたことは想像に難くない。自身も勇營を率いていた左宗棠は、息子の孝威に「然るに淮勇の本は即ち捻逆なれば、其の剽悍なること斷じて改めること能はず」、「各軍雲集し、兵勇の騷擾は頗る甚だし」などと、淮軍をはじめとした勇營の様子について書き送っている。また「爾は出京を急ぐべからず、沿途の游勇、惡團、到る處は皆是れあれば、無法無天なるを以て、行旅の時は戒心有るべし」とも述べて、会

試のために北京にいた孝威に注意を促している。いずれも、勇営が横行していた、当時の直隸省の状況を表している。^⑥

こうした勇営を北京朝廷は捻軍や塩匪と同等に警戒していた。それは捻軍が平定された後の神機營への撤収命令にも表れている。神機營部隊の北京への撤収は、直隸省から勇営が完全に撤退した上でのこととされたのであった。^⑦

神機營の勇営観も北京朝廷のそれと同じものであった。捻軍の末期には、以降の直隸省の防衛は勇営を主体とするべきかについて北京朝廷が神機營に諮問した。その答申には神機營の勇営観が集約されているといつてよい。

…且つ復た朝秦暮楚なれば、其の之く所に隨ひて、限制するに從し無し。其の軍事に害爲るは、固より悉數し難きも、即ち剿匪を以て之を言はば、勇の利とする所は、惟だ人多く氣の盛んなるを恃むのみなり。商るに強悍不馴の性は、究には改革し難く、一に欠餉有らば、刻刻として其の生變を防がんとするも、甚だしきに至りては帶勇せる者は挾制居奇して、幾んど尾大不掉の勢ひ有り。近年將は驕りて勇は惰となり、譴潰なる事は一にして足らず。…剿匪の喫緊なるに當たり、勉強して之を用ふるは、如何とすべき無きより出づ。^⑧

勇は北京朝廷に対し決して従順ではない。そして、勇営を率いる者はその武力を恃んで北京朝廷を威嚇し、制御不能に近い様相を呈している。ここでは勇営への恐れや警戒、そして反乱を鎮圧するためには用いざるを得ないことへの苦慮が吐露されている。

これらをふまえると、捻軍との戦いにおける北京朝廷の意図が明白になる。北京朝廷は勇営を前線に配置し、神機營威遠隊を北京近郊に動員した。これは、神機營を温存しつつ、一方では勇営と捻軍を交戦させて、双方の勢力を消耗させようとしたものであろう。また、この配置には、勇営が翻意して反乱勢力となった場合を想定した、神機營による北京の防衛も意図されていたのではないか。

神機營とは禁旅八旗への再訓練を行う機関であると同時に、勇営の武力をもとに台頭した漢人督撫を北京朝廷が牽制、監視するための武力的な裏付けであったともいえる。しかし、その牽制や監視は、反乱を鎮圧することが第一義であった

こと、勇營が向背常ならないものであったことによって、不徹底とならざるを得なかった。期限を守らなかった李鴻章たちへの処分が「降三級留任」という比較的軽いものであり、都興阿に従わなかった各勇營が黙認されていた背景にはこのような理由もあった。

しかし、北京朝廷と神機營が勇營を警戒、監視していたことは、「督撫重権」を考える際に念頭に置かれなければならない。勇營の存在が「督撫重権」の基盤にあったからである。そこで、あらためて「督撫重権」について見るならば、北京朝廷は督撫の裁量の増大を承認する一方で、その行動を監視、または掣肘する手段を並行して講じていることがわかる。特に、李鴻章が直隸總督に就任するきっかけとなった天津教案では、フランスとの戦争が予想される中で、直隸省の防衛、とりわけ北京の安全保障が淮軍によってなされた。だが、これを弱い神機營から強い淮軍へといった、二者択一としてのみに捉えるべきではない。^⑨ 視点を北京朝廷の側に転じるなら、これは捻軍の場合と同様である。捻軍をフランスに置き換えることができる。淮軍を前面に出すことにより、フランスとの交渉が決裂したとえ戦争が起こったとしても、勢力を消耗することになるのは淮軍である。そして、一方では神機營は温存される。このような考えを北京朝廷が抱いていたとは考えられないだろうか。これについては別稿に期したい。

① 原營への帰還については、『穆宗實錄』卷三四八、三九〇、三九一、四〇頁、同治二年正月戊申条にある醇郡王の上奏でも述べられている。

② 神機營だけではなく他の禁旅八旗に対しても漢人督撫は関与していない。一八六四年に火器營から当時江蘇巡撫であった李鴻章の下に人員が派遣されている。しかし、これはあくまでも火器製造の技術を習得するためであり、人数も「武弁八名、兵丁四十名」と極めて少数である（『籌辦夷務始末（同治朝）』卷二五、三頁、同治三年四月戊戌条、恭親王等上奏。または、細見和弘訳「トーマス・ケネディ著『江南製

造局・李鴻章と中国近代軍事工業の近代化（1860-1865）』(3)『立命館経済学』六〇巻一号、二〇一一年、九三頁。

③ この神機營派兵は綏遠城將軍定安の要請によるもので、規模も少なかった（『穆宗實錄』卷二四六、三三二、三三三頁、同治七年一月戊子条、卷二四七、二一四頁、同治七年一月庚寅条。

④ 前掲書、卷二五二、二二頁、同治八年二月庚戌条。

⑤ 岡本『李鴻章』八一頁。また、同書、八〇頁では「双生児的な性格が濃厚」と指摘されている。

⑥ 『左文襄公家書』巻下、四頁、戊辰（同治七年）正月二十五日、六頁、三月初一日、七頁、四月一八日。左宗棠の家書を用いた研究には、波多野善大「左宗棠のパーソンナリティー」同『近代中国の人物群像——パーソンナリティー研究——』汲古書院、一九九九年がある。

⑦ 『穆宗實錄』巻三三七、二六頁、同治七年七月甲申条。

⑧ 『方略』巻三三〇、二五—二六頁、同治七年九月二十九日癸卯条。この神機營による上奏は『清朝續文獻通考』巻二一七、兵一六に再録されているが、本稿で引用した部分「即以剿匪言之」以下については削

除されている。王爾敏氏は「清代勇營制度」六九頁において、この神機營による上奏を引用するも、『清朝續文獻通考』に拠っているため、この上奏を単なる勇營駐留への神機營の反対意見としてしか捉えておらず、削除部分で述べられている勇營観にまでは触れていない。

⑨ Kwang-Ching Liu and Richard J. Smith, "The military challenge: the north-west and the coast" John K. Fairbank ed. *The Cambridge History of China*, vol. 11. Cambridge University Press, 1980, p. 205.

（京都府立大学研修員）

In previous research there has been tendency to imagine the ecosystem of the *sato'umi* as a "traditional regional system built up over a lengthy time," but it cannot be claimed that this system was a natural outgrowth of the region. It highly likely that the *sato'umi* of the late early-modern period was instead directly linked to a large market outside the region and was an "artificial ecosystem" formed in a relatively short period of time.

The Peking Field Force in the 1860's: A Study on the Peking Court's Views of Provincial Viceroys and Governors in Late Qing China

by

NENASHI Shintaro

In the latter half of the 19th century, the imperial court in Peking established the Peking Field Force 神機營 within the Eight Banners of the Imperial Guard 禁旅八旗. Their aim was to retrain the other units of the Eight Banners. However, the role played by the Peking Field Force in the late Qing was not confined to this one military unit alone. The Peking Field Force was recognized in Peking at that time as a military force linked with powerful figures within the court. As a result, the court refused to allow the Han Chinese bureaucrats to become involved with the Field Force, despite recommendations to that effect, and Prince Kung 恭親王 became the head of the Field Force. Eventually, Empress Dowager Xi came to view Prince Kung as a political opponent and used accusations against him as an opportunity to remove him from the leadership of the force. Prince of the Second Degree Ch'un 醇郡王, brother-in-law of the Empress Dowager, was then appointed to the post in place of Prince Kung.

On the other hand, outside the court, the Peking Field Force and the Yung-Ying 勇營 (lit. Brave Battalions), led by the Han Chinese bureaucrats, together suppressed various rebellions. In 1867, the merchants of the salt monopoly in the Metropolitan Province 直隸省 rose in armed revolt and in the following year the Nien rebels 捻軍 invaded. Viewing these developments, the court in Peking dispatched the Field Force. Additionally, in order to suppress these rebellions, Brave Battalions led by the Han Chinese provincial viceroys and governors Liu Ch'ang-yu 劉長佑, Tso Tsung-

t'ang 左宗棠, and Li Hung-chang 李鴻章 together with the Peking Field Force entered the Metropolitan Province. However, in addition to cooperating with the Field Force in fighting the rebels, these Brave Battalions disturbed the peace of the province through violence and pillage. This was due to the fact that the Brave Battalions were armed groups whose roots were the same as the rebel forces.

Faced with this situation, the court in Peking grew wary of the Brave Battalions and tasked the Field Force with the role of surveilling and controlling them. The Field Force thus had to cope with the Brave Battalions as well as the rebel forces. Surveillance and control of the Brave Battalions was at first based on military regulations and censure. However, the situation changed with the setting of a time limit on the suppression followed by the stage when Tu-hsing-a 都興阿, an officer of the Field Force, took direct control of military operations. As can be seen from the fact that the court in Peking and the Field Force were forced to alter their surveillance and control in this manner, surveillance and control were in the end not fully implemented. The Brave Battalions did not follow the orders of the Field Force to the letter, but the punishment for this insubordination was relatively light. This was likely a result of the court placing the highest priority on suppressing the rebels.

The Peking court's wariness of the Brave Battalions appears in their deployment during the fighting. The court stationed the Peking Field Force closest to the capital and sent the Brave Battalions to the front lines. The intent seems to have been to have the Brave Battalions and the rebel forces expend their strength in battle while conserving that of the Field Force in the rear. Furthermore, the Field Force could carry out surveillance of the Brave Battalions from behind, and on the unlikely chance that the Brave Battalions would turncoat and side with the rebel forces, it is thought that the Field Force could play the role of defending the capital against their advance. In fact, after the Nien rebels had been suppressed, the Field Force was not removed from the Metropolitan Province until the Brave Battalions were entirely withdrawn.

As can be seen from the above, the court in Peking was quite wary of the Brave Battalions, and it would only be a slight exaggeration to say that this vigilance was of the same order as that shown toward the rebel forces. To the extent the Brave Battalions served as the basis for provincial viceroys and governors, the relationship between the court in Peking and the provincial viceroys and governors was not limited solely to one of increased

discretion. It can be surmised that surveillance and restraints were carried out as a matter of course. One can thus question whether it was not actually the policy of the court in Peking to employ the Field Force as a military power in confronting the provincial viceroys and governors. This paper has examined the often-overlooked activities of the Peking Field Force and attempted thereby to reconsider the relationship between the court in Peking and provincial viceroys and governors in the late Qing.